

京都府くらしの安心推進員だより



No.38 令和3年2月

昨年1年間、見守り活動をありがとうございました。今年もよろしくお願ひします。

推進員の皆さんの 活動をご紹介します



10月の「京都府くらしの安心・安全推進月間」にあわせて、今年度も9月から11月頃に推進員の皆さんに啓発資材を活用した見守り活動をお願いしました。今年度は79名の推進員さんから啓発資材の申込みをいただき、地域の集会や、サークル活動の場などでご活用いただきました。その活動の一部をご紹介します。

年金支給日にあわせて、ATM前で街頭啓発を実施。

詐欺等に気をつけていただくように声をかけました。

150個×2種類の資材を活用。

(南丹広域振興局管内)

毎年、小学生からの手紙を敬老祝賀会の参加者に手渡ししています。今年は会が開催できないため、該当の高齢者を訪問し、手紙と啓発資材をセットで手渡ししました。

2000個×2種類の資材を活用。

(中丹広域振興局管内)

喜老会の会員を個別訪問。また月間以外でも定期的に啓発パンプレットの配布を行い啓発しています。

100個の資材を活用。

(山城広域振興局管内)

町内の見守り活動。地域の民生委員さんで見守り活動。

120個×2種類の資材を活用。

(京都市内)

子どもと保護者が参加するイベントにて配布。

150個×2種類の資材を活用。

(中丹広域振興局管内)

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年どおりの活動ができない中、工夫して啓発活動をしていただいております。大変感謝しています。皆さんからの「こんな活動をしています」といった報告や、「こんな啓発資材があったらいいな」といったアイデアもお待ちしております。

今年も活動の制約が続きそうですが、

無理のない範囲で、引き続きよろしくお願ひいたします。



巣ごもり消費に乗じた悪質商法等にご注意ください



行政機関等の“なりすまし“

コロナ関連の給付金に必要なだとして金銭をだまし取ろうとする「給付金詐欺」や、金融機関や大手企業を名乗りメールで登録情報の変更を促して個人情報聞き出そうとする「フィッシング詐欺」が発生しています。

➡ 電話・メールの差出人を十分確認しましょう。

身に覚えのない商品の送り付け

身に覚えのないマスク等の商品を送り付けられるトラブルが発生しています。

➡ 慌てて事業者に連絡したりせず、使用せずに保管し、14日間経ってから処分しましょう。

インターネット通販トラブル

「インターネットで注文した商品が届かない」「お試しと思ったら定期購入だった」等のトラブルが発生しています。不正に個人情報を抜き取る悪質な偽ショッピングサイトもあります。

➡ サイトのURLや規約等を十分確認しましょう。

SNSを通じた悪質商法トラブル

「コロナの影響で収入が減ったので、副業を探し、情報商材を購入したがだまされた」といった相談があります。

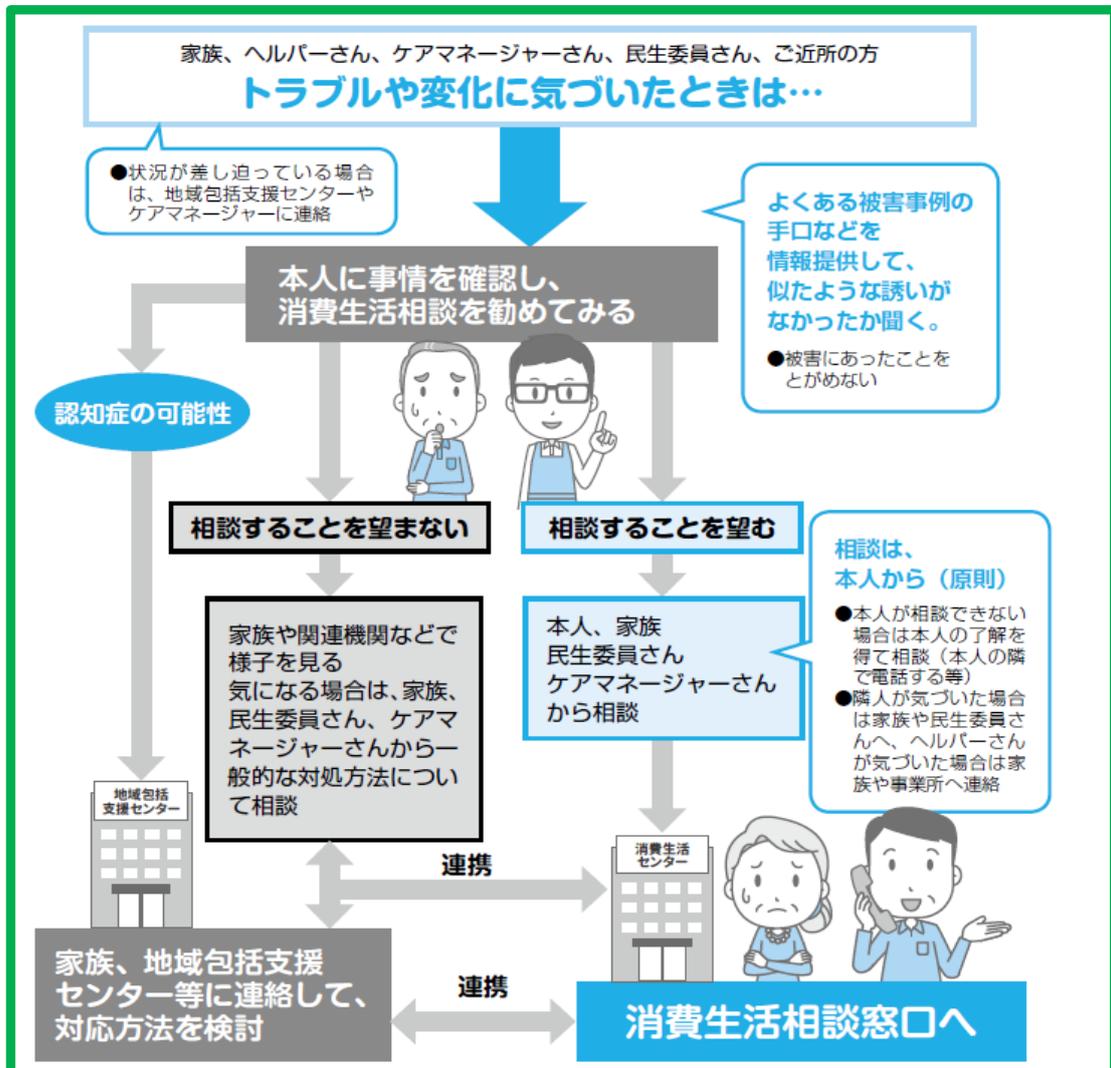
➡ SNSを通じたもうけ話にはご用心。

コロナへの予防効果を標ぼうする不当表示

現時点では、新型コロナウイルスの予防商品に客観性・合理性は確認されていません。

★★ いつも身近な方を見守りいただきありがとうございます ★★

「あれ、様子がおかしいな」と気づいたときのフローチャートを掲載します。



新型コロナウイルスワクチン接種に関する注意喚起

行政機関等をかたった “なりすまし”にご注意

ワクチン接種は無料です！

接種を受ける際の費用は全額公費です

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞

- ▶ 「コロナウイルスワクチンが接種できる。後日全額返金するので、お金を振り込むように」と保健所を名乗る電話があった。

電話・メールで個人情報 を求めることはありません！

市区町村から「接種券」「接種のお知らせ」が届きます

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞

- ▶ 高齢者宅に「コロナワクチンが無料で受けられます」と個人情報聞き出す不審な電話がかかってきた。



新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報は、
首相官邸及び厚生労働省ウェブページを
ご覧ください

首相官邸



厚生労働省



国民生活センター
新型コロナウイルスワクチン詐欺 消費者ホットライン

0120-797-188

厚生労働省新型コロナウイルスワクチンコールセンター

0120-761770

消費者ホットライン（局番なし）

188 ※最寄りの消費生活センター等
消費生活相談窓口へつながります。

警察相談専用電話

#9110

消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」



※いずれも2月15日設置

京都府消費生活審議会委員を募集しています。

募集中!

Q. 「京都府消費生活審議会」とは何をするのですか？

A. 消費生活施策の策定や実施に関する事項の調査審議等を行います。

Q. 委員に応募するには条件がありますか？

A. あります。以下の条件を全て満たす方です。

1. 京都府内に居住又は通勤通学されており、令和3年4月1日現在で満20歳以上の方
2. 消費生活行政の推進に関する府の施策に関心を持ち、平日の昼間に年2回程度開催される会議に出席し、積極的な発言をしていただける方
3. 現に府が設置する審議会等の委員でない方
4. 国及び地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない方

※詳細はHPをご覧ください。 <https://cms.pref.kyoto.jp/cms8341/shohi/news/koubo2021.html>
消費者の声を代表していただける方の御応募をお待ちしています。



消費者
教育動画

『あなたも気をつけよう！

～身近な消費者トラブル～』を作成しました。

京都府消費生活安全センターでは、消費者教育動画 DVD「あなたも気をつけよう！～身近な消費者トラブル～」を作成しました。

大学生出演のミニドラマによる事例紹介と、消費生活相談員による解説で楽しく学んでいただけます。

契約の基礎や、お試し購入など、一般の方にもぜひご覧いただきたい内容です。

＜内容＞

1. 契約の基礎
2. マルチ商法編
3. お試し購入編
4. 賃貸借トラブル編



ホームページからご覧いただけます。

http://www.pref.kyoto.jp/shohise/douga/wakamono_2.html



おかしいなと思ったら、心配なことがある場合は、
一人で悩まず、お気軽にご相談ください

＜消費生活相談＞

(平日9時～16時)

075-671-0004

＜高齢者消費生活ホットライン＞

(平日9時～17時)

075-671-0144

＜多重債務・ヤミ金融＞

(平日9時～17時)

075-671-0044

＜土日祝日電話相談＞

(土日祝日10時～16時)

075-257-9002

全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

188



@消費者庁

発行：京都府消費生活安全センター

電話：075-671-0030 (事務)

FAX：075-671-0016

E-mail：kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp